

令和 6 年 6 月 1 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01344

研究課題名（和文）大規模災害の賠償・補償制度の国際比較 福島原発事故を軸に

研究課題名（英文）International Comparison of Large-scale Disaster Compensation Schemes: the Fukushima Nuclear Accident as a Key Example

研究代表者

大坂 恵里（Osaka, Eri）

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：40364864

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：福島原発事故賠償制度の現状を踏まえると、被災者の生活再建および被災地域の再生に迅速かつ適切に資する、人災ないし人為的要因が寄与する大規模災害全般に応用可能な賠償・補償制度には、事故抑止機能を重視した責任当事者の無限責任の維持、裁判外紛争処理制度における責任当事者の片面的受諾義務の法定化、米国のクラスアクションや広域係属訴訟などを参考にした集団的権利回復の導入、弁護士アクセスの拡充、賠償・補償対応業務を含む制度全体の検証などが必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、被災者の生活再建および被災地域の再生に迅速かつ適切に資する、人災ないし人為的要因が寄与する大規模災害全般に応用可能な賠償・補償制度のあり方を検討する過程において、福島原発事故賠償制度の実態を明らかにすることを試み、問題の解消・改善に向けた調査研究を行った。世界各地で大規模災害が多発している現在、福島原発事故賠償制度は大規模災害の賠償・補償制度の一つとして国際的にも注目されており、本研究を国内外で論文・学会報告として公表したことで、学術的・社会的貢献をわずかなりとも果たすことができたと考える。

研究成果の概要（英文）：Considering the current status of the Fukushima nuclear accident compensation system, the crucial things for the compensation system that can be applied to man-made disasters or large-scale disasters affected by human factors as well as that may quickly and appropriately contribute to rebuilding the lives of disaster victims and revitalizing the affected areas include maintenance of unlimited liability of responsible party from the deterrence viewpoint; stipulation of responsible party's obligation to accept settlement proposal in alternative dispute resolution system; introduction of collective action procedures such as the US class action litigation and multidistrict litigation; expansion of the access to lawyers; and comprehensive review of the compensation system including compensation handling operations.

研究分野：環境法、民法（不法行為法）

キーワード：大規模災害 福島原発事故 賠償 補償 責任 損害 救済 集団訴訟

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

世界各地で大規模災害が多発している。「人災」はもとより「自然災害」も予防・復旧・復興段階において人為的要因と無縁ではなく、原因者の法的責任が問われる事態が生じている。東京電力福島第一原子力発電所事故後に整備された原子力損害賠償制度は、人災ないし人為的要因が寄与する大規模災害の賠償・補償制度の一つとして国際的に注目されていた。

### 2. 研究の目的

本研究は、福島原発事故賠償制度を研究の基軸として、被災者の生活再建および被災地域の再生に迅速かつ適切に資する、人災ないし人為的要因が寄与する大規模災害全般に応用可能な賠償・補償制度の一つのあり方を示すことを目的とした。その過程で、福島原発事故その他の人災ないし人為的要因が寄与する大規模災害を題材に、原因者の法的責任を明らかにし(責任論)、被害の実態を把握し、回復されるべき損害として法的に構成し(被害・損害論)、被害回復にかかる賠償・補償方法のあるべき姿を検討した(救済論)。

### 3. 研究の方法

大規模災害の発生に係る法的責任の研究を行う「責任論班」(研究統括班としても機能させるために研究代表者の大坂が責任者を務めた)、被害実態の把握、被侵害法益および損害に係る法理論の研究を行う「被害・損害論班」、被害回復に係る賠償・補償方法の研究を行う「救済論班」の体制を組んだ。各班の検討結果の共有のための全体研究会の実施、福島での現地調査・資料収集等の実施を通じて、国内外の大規模災害全般に応用可能な被害回復や紛争処理の方法等も含む賠償・補償制度の研究を行った。本研究の成果の一部は国内外で積極的に発信することとした。

### 4. 研究成果

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故後に行われた原子力損害賠償制度の見直しにおける議論では、原子力損害賠償における被害者救済手続の機能・役割として、(a)被害者の置かれた心理的又は経済的な状況等に対応して迅速に救済を図る必要があること、(b)短期間において膨大な数の請求事案が生じ、これらを同時に解決していく必要があること、(c)多数の事案の内容に類似性があり、被害者間の公平の確保を図ることが重要であること、(d)原子力損害に関して一般に被害者の有する専門的知見の水準に配慮し、因果関係の立証負担を軽減する必要があること、(e)原子力事故の影響が長期にわたる場合には、時間の経過とともに、原子力損害の範囲等も変わり得ることを踏まえた対応が求められること等の特殊性を有することが挙げられた。これらは、他の大規模災害の被害者救済手続の機能・役割としても重要であると考えられる。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の被害者が損害賠償を請求する方法は、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という)の下で無過失責任を負う東京電力への直接請求、いわゆる「原賠ADR」、訴訟提起、の3通りある。

直接請求において、被害者は、東京電力が用意する請求書類に必要事項を記入し、必要書類とともに東京電力に提出する。東京電力は、自主賠償基準に照らして被害者に対して賠償すべき損害項目・額を判断するが、この自主賠償基準は、基本的には原賠法に基づき文部科学省が設置した原子力損害賠償紛争審査会(以下「原賠審」という)の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」およびその追補(以下まとめて「中間指針等」という)を受けた内容となっている。原賠法のもと、東京電力は、事故前に、原子力損害賠償責任が発生する場合に備えて原子力責任保険および政府補償契約を締結していたが、事故によって生じた被害はあまりに甚大であり、被害者への賠償は、同じく原賠法に裏付けられた、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という)を通じた政府の資金援助のもとに行われている。

政府はまた、訴訟によらず迅速かつ適正な紛争解決が図られるよう、行政型ADR機関である原子力損害賠償紛争解決センターを原賠審の下部機関として設置した。被害者がセンターに和解仲介の申立てを行うと、センターの総括委員会によって指名された仲介委員ないし仲介パネルが、調査や審理を経て和解仲介案を作成し、東京電力と被害者に提示する。総括委員会は、中間指針等を踏まえて、多くの申立てに共通する問題点に関して一定の基準を示す「総括基準」を策定しており、仲介委員は、和解仲介案の作成にあたって中間指針等と合わせて総括基準を参照する。

直接請求、原賠ADRがあるにもかかわらず被害者が訴訟に踏み切らざるをえないのには理由がある。第一に、直接請求では、中間指針等の損害項目以外・賠償期間外の損害について東京電力が支払に応じる可能性がほとんどないためである。中間指針等は、一定の類型化が可能な損害項目や範囲を示したものであり、中間指針等に明記されていない損害についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となることは、原賠審が再三確認してきた。それにもかかわらず、東京電力は、そうした損害について、基本的に賠償の対象外としてきた。第二に、東京電力の民法上の過失責任を追究することや国賠法に基づく国の法的責任を追究するには、訴訟によるしかない。第三に、原発ADRの紛争解決機能が低下してきたためである。東京電力は、機構から資

金援助を受ける条件として、機構と共同で損害賠償の実施その他の事業の運営及び当該原子力事業者に対する資金援助に関する計画（特別事業計画）を作成し、内閣府機構担当大臣・文部科学大臣・経済産業大臣から認定を受けなければならないが、その中で和解仲介案の尊重を誓っている。しかし、東京電力が手続を不当に遅延させたり和解仲介案の受諾を拒否したりするケースが問題となり、2018年になるとセンターによる集団申立ての打切りが相次いだ。

(3) 事故をめぐって多様な訴訟が個人・集団で提起されているが、事故の発生に係る法的責任と適正な賠償を求めて提起された集団訴訟は30件以上に上り、原告総数は13,000名を超える。

東京電力の責任について、民法709条の適用は一貫して排除される一方、賠償額の認定において同社の非難性や過失を考慮するとした判決がある。

国の責任について、電気事業法40条等に基づく経済産業大臣の規制権限の有無、本件敷地高を超える津波の予見可能性に関わる長期評価の信頼性、防潮堤や水密化等の結果回避可能性が主な争点とされてきたが、最判令和4・6・17民集76巻5号955頁は国の責任を否定した。これを境に、国の責任を否定する下級審判決が続いている。

原発事故賠償訴訟の特徴の一つは、避難指示区域の避難者を中心に、ふるさとやコミュニティの喪失・変容慰謝料を請求していることである。2021年9月までに7件の高裁判決のうち6件がこの慰謝料を明示的ないし黙示的に認めた。また、避難指示区域外からの避難者については、避難開始の合理性および避難継続の合理性が判断されてきた。中間指針等の範囲を超える確定判決や原賠ADRの事例を参考に、原賠審は、2022年4月に指針の見直しを含めた対応の要否の検討に着手し、同年12月に第5次追補を公表した。第5次追補は、政府による避難指示等に係る損害について、過酷避難状況による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、精神的損害の増額事由を追加し、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害について第四次追補の内容を全面改訂したが、区域外住民の損害については、自主的避難等対象区域の避難者・滞在者について若干の上積み認めるところに留まった。

(4) こうした福島原発事故賠償制度の現状を踏まえて、被災者の生活再建および被災地域の再生に迅速かつ適切に資する、人災ないし人為的要因が寄与する大規模災害全般に応用可能な賠償・補償制度にとって重要なことを考えてみたい。

福島原発事故後、原賠法の一部が改正されたが、無限責任が維持される一方、原子力事業者の損害賠償措置額は据え置かれた。福島原発事故では政府支援の下で賠償が行われてきたが、支援金の回収源は、需要家の「賠償負担金」（新電力含む全電力事業者が負担する託送料金への上乗せ）東京電力含む原子力事業者の「一般負担金」、東京電力の「特別負担金」とされた。将来の事故においてもこのスキームが踏襲されるのであれば、それは事実上の有限責任化ではないか。損害賠償措置額の引き上げに加えて、事故抑止の観点からの賠償資力確保の枠組みの導入が必要である。

原賠ADRの実効性を確保するには、和解仲介案の尊重義務は十分でないことが明らかになっている。原賠法に、公害紛争処理法に基づく公害ADRや金融商品取引法に基づく金融ADRのような、受諾義務に関する規定を置くべきである。海外の事例を参考にする、2010年のメキシコ湾原油流出事故においては、責任当事者のBPが設置した賠償基金について賠償対応業務を行ったメキシコ湾岸賠償機構（Gulf Coast Claims Facility, GCCF）の決定に不服な者は、(a)GCCFに再審査を請求するか（1度のみ）、(b)GCCFの異議申立委員会に異議申立てを行うか、(c)アメリカ沿岸警備隊による審査を受けるか、(d)訴訟に移行するか、(e)新規に請求し直すこともできるとされた。ただし、(b)について、申立者は、確定払請求において25万ドル以上を提示されていないとされ、BPが申し立てる場合には、支払請求総額が50万ドルを超えていなければならないとされていた。

原子力損害賠償制度の見直しの際、クラスアクションに対応する仕組みの導入は見送られた。クラスアクションとは、アメリカの集団訴訟形式であり、共通点を有する一定範囲の集団（クラス）を代表する原告が訴訟を進行し、その判決効や和解効が訴訟手続や和解手続から離脱しなかったクラス構成員に対して及ぶものである。日本の集団訴訟のように提訴時点で原告全員が特定されている必要がない。また、アメリカには、広域係属訴訟（multidistrict litigation）制度もある。共通の事実問題にかかわる民事訴訟が異なる裁判所に係属した場合に、ディスカバリの重複を避けること、事実審理前の決定内容が訴訟間で矛盾しないようにすること、当事者および司法のリソースを保護することを目的として、1つの裁判所に集中化させて、事実審理前手続を調整・併合して行うことができる。日本国内で福島原発事故賠償訴訟の司法判断が分かれた原因の一つは、各裁判場で認定する「前提となる事実」が異なるためである。そして、訴訟毎に編成される原告団・弁護団のリソース、それらの訴訟に統一準備書面に対応する国・東京電力（福島原発事故賠償制度のリピート・プレイヤー）のリソースには大差がある。

もともと福島第一原発が立地する浜通りエリアは司法過疎地域であった。被害者の弁護士アクセスが決して十分とはいえないことは、例えば、原賠ADRの申立人弁護士代理率が、2023年度までの全体平均で32.6%、2023年度に至っては2.4%に落ち込んだことから明らかである。対する東京電力の弁護士代理率は100%である。なお、メキシコ湾原油流出事故賠償制度において、GCCFは希望者に対して無料の法律サービスの提供を行った。

福島原発事故賠償制度、とりわけ直接請求について、検証の実施が必要である。会計検査院は東京電力の原子力損害賠償に関する国の支援等の実施状況に関して会計検査報告を3回行ったが、東京電力の賠償対応業務について公開されていない部分が多いうえ、2018年以降は実施されていない。メキシコ湾原油流出事故賠償制度においては、GCCFの賠償対応業務について詳細な検証が行われ、その後のクラスアクション和解基金についても請求管理人による定期的な業務報告が行われた。

(5) コロナ禍の影響により、研究期間を延長することになったが、その結果、原発事故をめぐる国の責任を判断した2022年6月の最高裁判決とその後の展開なども考察対象にできたことで、大規模災害の責任論、被害・損害論、救済論をより深く研究できることになった。研究期間全体を通して継続的に開催してきた研究会には、弁護士や他分野の研究者などにも加わっていただき、そこでの議論の内容を各自の論文や国内外の学会発表等に反映させることができた。さらなる検討が必要な部分については、「巨大リスクの顕在化に備えた賠償・補償制度の研究」(21H00671/23K20577)において引き続き研究していく所存である。

#### <引用文献>

原子力委員会・原子力損害賠償専門部会「原子力損害賠償制度の見直しについて」(2018年10月30日)

原子力損害賠償紛争解決センター「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和5年における状況について～(概況報告と総括)」(2024年3月)

「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」(令和5年12月22日原子力対策本部決定)

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」(2013年10月16日会計検査院報告) 同(2015年3月23日会計検査院報告) 同(2018年3月23日会計検査院報告)

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計20件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 大坂 恵里	4. 巻 (31)
2. 論文標題 福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟第一陣控訴審判決	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 速報判例解説 (法学セミナー増刊)	6. 最初と最後の頁 95-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 若林 三奈	4. 巻 55
2. 論文標題 福島原発事故損害賠償訴訟における慰謝料論の現在と課題 : 2022年3月最高裁決定を受けて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 123-159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.50873/10153	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 大坂恵里	4. 巻 51(1)
2. 論文標題 Fukushima Class Actionsが提示する原子力損害賠償の問題点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 41-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 大坂恵里、大島堅一、金森絵里、松久保肇、除本理史	4. 巻 91(7)
2. 論文標題 「東電改革」で原発事故の責任は果たされるのか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 科学	6. 最初と最後の頁 714-721
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大坂恵里、大島堅一、金森絵里、松久保肇、除本理史	4. 巻 72(1)
2. 論文標題 「東電改革」と福島原子力発電所事故の責任：改革提言に至る議論とその後の検証	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 経営研究	6. 最初と最後の頁 33-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神戸秀彦	4. 巻 51(3)
2. 論文標題 津島原発訴訟地裁判決と原状回復	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 66-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 51(1)
2. 論文標題 福島原発事故控訴審判決における損害論の展開と課題：生業・群馬・千葉訴訟から弁済の抗弁を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 21-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大坂恵里	4. 巻 50巻1号
2. 論文標題 避難者訴訟仙台高裁判決及び小高に生きる訴訟東京高裁判決の検討：区域内避難者の損害論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神戸秀彦	4. 巻 71巻1号
2. 論文標題 農地の放射能汚染と原状回復訴訟 物権的妨害排除請求権と付合を中心として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 113-147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神戸秀彦	4. 巻 71巻2号
2. 論文標題 原発避難者浜通り訴訟仙台高裁判決の検討 原賠審中間指針、ふるさと喪失・変容 慰謝料との関連で	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 181-232
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 93巻2号
2. 論文標題 集団に対する差別的言動と不法行為 人間の尊厳と平穏生活権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 94-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大坂恵里	4. 巻 (156)
2. 論文標題 化学物質由来の事故防止に関する日本の法制度の課題とアメリカの取り組み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 化学物質と環境	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大坂恵里	4. 巻 49(2)
2. 論文標題 「原賠法改正問題に関する特別決議」について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 64-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大坂恵里	4. 巻 (10)
2. 論文標題 原発賠償生業訴訟判決 福島地判平成29年10月10日判時2356号3頁	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 99-111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大坂恵里	4. 巻 8(5)
2. 論文標題 福島原発事故賠償の経過と論点 原発ADRおよび集団訴訟を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本災害復興学会学会誌「復興」	6. 最初と最後の頁 27-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 2423
2. 論文標題 かながわ・千葉・愛媛3判決の損害論[横浜地裁平31.2.20判決,千葉地裁平31.3.14判決,松山地裁平31.3.26判決] (東京電力福島第一原発事故訴訟の動向)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 117-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 神戸秀彦	4. 巻 32(4)
2. 論文標題 福島県における放射性廃棄物の処理と再生利用 放射性物質汚染対処特措法との関連で	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政社会論集(福島大学行政社会学会)	6. 最初と最後の頁 17-64
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 若林三奈	4. 巻 48(2)
2. 論文標題 福島原発事故賠償訴訟における損害論の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 15-20
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神戸秀彦	4. 巻 69(2)(上)
2. 論文標題 原発避難者の自死と損害賠償請求:川俣・浪江・飯館の3事件に寄せて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 659-676
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神戸秀彦	4. 巻 (10)
2. 論文標題 福島原発事故避難者訴訟京都地裁判決の検討:避難の相当性・権利侵害・損害を中心として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 災害復興研究	6. 最初と最後の頁 81-98
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 6件）

1. 発表者名 Eri Osaka
2. 発表標題 How Have the Japanese Courts Been Dealing with the Risks Associated with Nuclear Power Since Fukushima?
3. 学会等名 Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大坂恵里
2. 発表標題 原発事故賠償とSDG16.3 すべての人々に司法への平等なアクセスは提供されているか
3. 学会等名 2021年度東洋大学アジア文化研究所第16回年次集会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Eri Osaka
2. 発表標題 Access to Justice for the Fukushima Victims: Evaluation of Civil Justice Reform in Japan
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大坂恵里
2. 発表標題 大規模災害における被害救済 法学の視点から
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大坂恵里
2. 発表標題 原発ADR総論 企画趣旨説明に代えて
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Eri Osaka
2. 発表標題 Mixed Results of Nuclear Damage ADR
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Eri Osaka
2. 発表標題 Legal Means to Solve Troubles Caused by a Nuclear Power Plant Accident: Putting the Focus on Victim Compensation
3. 学会等名 Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Eri Osaka
2. 発表標題 Legal and Other Problems of the Environmental Remediation for the Reconstruction and Revitalization of Fukushima
3. 学会等名 Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Eri Osaka
2. 発表標題 Recent Developments in the Fukushima Nuclear Disaster Litigation
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大坂恵里
2. 発表標題 原賠法改正問題
3. 学会等名 第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会inふくしま
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 若林三奈
2. 発表標題 原発事故賠償訴訟における損害論
3. 学会等名 第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会inふくしま
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 神戸秀彦
2. 発表標題 除染・原状回復請求について
3. 学会等名 第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会inふくしま
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計11件

1. 著者名 須網 隆夫 (分担執筆: 大坂恵里)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 398
3. 書名 平成司法改革の研究	

1. 著者名 小賀野 晶一、黒川 哲志 (分担執筆: 大坂恵里)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 322
3. 書名 環境法のロジック	

1. 著者名 Kenichi Oshima, Shun'ichi Teranishi, Koryo Suzuki (分担執筆: 大坂恵里)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 インプレスR&D	5. 総ページ数 152
3. 書名 Toward a Sustainable Japanese Economy: Beyond the Triple Failures of Market, Government and Institutions	

1. 著者名 大塚 直 (分担執筆: 大坂恵里)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 136
3. 書名 民法改正と不法行為	

1. 著者名 陪審裁判を考える会、新倉 修、四宮 啓、福来 寛、飯 考行（分担執筆：大坂恵里）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248
3. 書名 民事陪審裁判が日本を変える	

1. 著者名 和田真一、大坂恵里、石橋秀起（分担執筆：大坂恵里、神戸秀彦、若林三奈）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 512
3. 書名 現代市民社会における法の役割	

1. 著者名 辻 雄一郎、牛嶋 仁、黒川 哲志、久保 はるか（分担執筆：大坂恵里）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 248
3. 書名 アメリカ気候変動法と政策	

1. 著者名 神戸 秀彦	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 278
3. 書名 福島第一原発事故後の民事訴訟	

1. 著者名 能見善久・加藤新太郎（分担執筆：若林三奈）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 408
3. 書名 論点体系 判例民法<第3版> 8 不法行為I	

1. 著者名 淡路 剛久、吉村 良一、下山 憲治、大坂恵里、除本 理史	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 344
3. 書名 原発事故被害回復の法と政策	

1. 著者名 齊藤 誠、大出良知、菱田徳太郎、今村与一（分担執筆：神戸秀彦）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 692
3. 書名 日本の司法 現在と未来	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	若林 三奈  (Wakabayashi Mina)  (00309048)	龍谷大学・法学部・教授   (34316)	
研究分担者	神戸 秀彦  (Kanbe Hidehiko)  (70195189)	関西学院大学・司法研究科・教授   (34504)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------